

### 3

## 条例全体の骨格図

[p. 4、①]に基づき、前文3段落目の修正を考えています。

当初の条例案の全体像をご紹介します。

このパブリックコメントでは、**修正の方向性** (p. 4) と、条例に盛り込む項目の案をまとめた「**第5章 子どもの権利侵害からの救済**」(p. 7～)について、ご意見を募集します。

当初の条例案について、詳しくは参考資料③ (p. 13～)をご覧ください。

### 前文

### 第1章 総則

- ・目的
- ・定義
- ・責務

### 第2章 子どもの権利の普及

- ・広報及び普及
- ・子どもの権利の日
- ・学習等への支援

### 第3章 子どもにとって大切な権利

- ・子どもにとって大切な権利
- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・豊かに育つ権利
- ・参加する権利

### 第4章 生活の場における権利の保障

#### 第1節 家庭における権利の保障

- ・保護者の役割
- ・虐待及び体罰の禁止等

[p. 4、②]に基づき、第12条「保護者の役割」の修正を考えています。

#### 第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

- ・施設関係者の役割
- ・開かれた施設づくり
- ・いじめの防止
- ・虐待及び体罰の禁止等
- ・関係機関等との連携と研修
- ・事情等を聴く機会の設定

#### 第3節 地域における権利の保障

- ・地域における市民及び事業者の役割
- ・地域における子どもの居場所
- ・地域における自然環境の保全
- ・安全で安心な地域

#### 第4節 参加・意見表明の機会の保障

- ・子どもの参加等の促進
- ・市の施設に関する子どもの意見
- ・審議会等への子どもの参加
- ・子どもの視点に立った情報発信等

#### 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

- ・お互いの違いを認め尊重する社会の形成

#### 第6節 子どもの育ちや成長にかかる大人への支援

- ・保護者への支援
- ・育ち学ぶ施設の職員への支援
- ・市民の地域での活動の支援

### 第5章 子どもの権利の侵害からの救済

### 第6章 施策の推進

- ・施策の推進
- ・推進計画

### 第7章 子どもの権利の保障の検証

- ・権利委員会の設置等
- ・答申等及び市の措置

### 第8章 雜則

- ・委任

### 第5章に定める項目の案 (p. 7～)

1. 救済委員の設置及び職務
2. 救済委員の責務等
3. 救済委員の定数、任期等
4. 相談及び救済の申立て
5. 調査及び調整
6. 調査の対象外
7. 効告等の実施
8. 是正等の要請
9. 報告及び公表
10. 活動状況の報告
11. 調査員及び相談員
12. 委任